

令和元年度いじめ防止対策協議会の進め方について
(いじめの重大事態の調査組織の在り方について)
(論点メモ)

1. 現状・課題

- いじめの重大事態の調査組織（以下「調査組織」という。）については、これまで「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定平成 29 年 3 月 14 日））や、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）等において、当該組織の設置やその調査の目的、調査を実施していくに当たっての留意事項等について示してきたところである。
- 一方、これまでの調査組織による調査の実例等を通じ、学校や教育委員会、調査組織の委員、また保護者等において、調査組織の在り方に関して、以下のような課題も指摘されている。

(調査組織の目的・位置付けについて)

- ・ 調査組織の目的や位置付けについて、保護者や調査組織の委員等の間において、認識の差があるのではないかと。
- (例. 重大事態に係る事実関係を明確にすることや再発防止策の提言のほか、民事上の責任追及等責任者の追及を重視する場合 等)

(調査組織の権限・能力について)

- ・ 調査組織には警察のような十分な捜査権限がなく、このような限られた権限のもとで行う調査やその結果の内容は、バランスを欠いているのではないかと。

(調査結果について)

- ・ 調査組織の委員がそれぞれの専門的知識や経験を生かした上で調査結果を報告しても、その後再調査等が行われるなど、関係者において不満が生じることがある。
- ・ 特に被害児童生徒の保護者の学校や教育委員会等に対する不信感が強い場合があり、これらの下に置かれる調査組織の調査結果に対しても疑問が投げかけられる場合がある。

- こうした調査組織に係る現状の課題を踏まえ、いじめの重大事態の調査組織を引き続き適切に運用していく観点から、今年度のいじめ防止対策協議会では、その在り方について、例えば次頁の論点について議論してはどうか。

2. 論点（案）

（調査組織の目的・位置付けについて）

- 調査組織の目的や、当該目的のために何をどの程度明らかにするのかといった点について、関係者間でどのように認識を共有していくことが可能か。

（調査組織における調査の進め方について）

- どのようなスケジュール感や手順で調査を行い、結果報告すべきかといった点が明確でないことが委員の負担の一つとなっているとの指摘があるが、円滑かつ効果的に調査を行う観点から、標準的な調査スケジュールや手順としてどのようなものが望ましいか。
- 被害児童生徒の保護者等への事前の説明が不十分との指摘もあるが、これを改善し保護者等との信頼関係を構築していくためには、どのようなことが考えられるか。
- 不登校重大事態の調査の進め方については、どのような調査スケジュールや手順が望ましいか。

（事実認定（いじめの定義等）について）

- いじめについては、いじめ防止対策推進法の定義を前提に考えるべきことについて、関係者間でどのように認識を共有していくことが可能か。
- 重大事態といじめとの因果関係の認定をどこまで行うべきか（いじめが主たる要因であることまでの認定が必要か）。
- 被害児童生徒本人の要因（病気、家族の状況等）については、どこまで事実認定すべきか。

（調査組織の委員の人選について）

- 被害児童生徒やその保護者からの要望をどの程度まで受け入れるべきか（遺族推薦等）。
- 公正・中立な第三者（精神科医や弁護士等）の範囲についてどのように考えるべきか。
- 委員の人材を確保していくためには、どうすればよいか。

（再発防止策等の内容について）

- どのような再発防止策等が望ましいか。

（参考文献）

「〔特集〕いじめ重大事態の『第三者調査委員会』—その現状と今後のあり方—」（2018年6月、『季刊 教育法』所収）